

公益財団法人福岡観光コンベンションビューロー
福岡市おもてなしサポーター制度実施要綱

第1条 目的

この要綱は、福岡市おもてなしサポーター制度を運営するにあたり、必要な事項を定める。

第2条 名称

この要綱に基づき活動するボランティアの名称を「福岡市おもてなしサポーター（以下「サポーター」という。）」とする。

第3条 活動内容

サポーターとは、観光ボランティアのすそ野を広げ、歴史にとどまらず、伝統文化や食、サブカルチャーなどのさまざまな福岡の魅力をあらゆる観光客に案内をする、または通訳、安全確保、車いす介助等のサポートをするボランティアであり、次の各号の活動を対象とする。

- (1) まち歩きやまつり等のイベントでの活動。
- (2) 個人又は団体からの派遣依頼による活動。
- (3) その他、福岡市及びビューローが認める観光案内を目的とする活動。

第4条 本活動の管理

本活動の管理は、公益財団法人福岡観光コンベンションビューロー（以下「ビューロー」という。）が指定する事業者に委託することができる。

2 前項における事業者は、本活動の管理を行うにあたり、サポーター運営事務局（以下「事務局」という。）を設置する。

第5条 登録資格

サポーターは、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 歴史・文化・食・サブカルチャー等の福岡の魅力に関心を持ち、国内外からの旅行者に対し、おもてなしの心を持って活動できる満18歳以上の者及びその家族（小学5年生～高校生）
- (2) ご自身の健康状態や生活環境に合わせて活動できること
- (3) 福岡市おもてなしサポーターの研修（全3回）を原則全て受講できること
- (4) 事務局とのメール連絡が可能なこと
- (5) 日本語での日常会話および事務局からのお知らせなどの日本語文書を読解できること

2 以下に該当する者は登録を行わない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）であるとき。
- (2) 暴対法第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有すると認められるとき。

第6条 名簿登録

- (1) サポーター活動を希望する者は、事務局の申込フォームに必要事項を記入の上、申請するものとする。
- (2) 事務局は、申請により適当と認めた者をサポーターとして名簿登録する。
- (3) 名簿登録を受けた者には、事務局から登録証を交付する。

第7条 登録期間

登録期間は年度単位とし、毎年2月までにサポーターが辞退を申し入れる場合を除き、登録は翌年度に更新されるものとする。

第8条 登録解除

次の場合は名簿登録を取り消すことができる。

- (1) 本人から辞退の申し出があった場合
- (2) 本人が死亡、転出等により登録者としての活動が不可能になった場合
- (3) 名簿登録後に第5条第2号に該当することが判明した場合
- (4) その他サポーターとして不適格と認められる事実が発生した場合

第9条 遵守事項

サポーターは、本活動を行うにあたり次の各号を遵守するものとする。

- (1) 本活動の目的を十分理解し、本要綱の内容及び事務局の定めるマニュアル等に従い行動すること。
- (2) 法令を遵守するとともに、公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする行動を行わないこと。
- (3) 旅行者、他のボランティア、事務局及びその他第三者に対し、迷惑行為及び差別的言動を行わないこと。

第10条 活動ユニフォームおよび登録証

- (1) 事務局は、サポーターが第3条の本活動を行う際に必要となる活動ユニフォームを貸与する。
- (2) サポーターは、第3条の活動を行うときは、貸与された活動ユニフォームを着用しなければならない。
- (3) 活動ユニフォーム及び登録証は、サポーター活動以外に使用してはならない。
- (4) 活動ユニフォーム及び登録証は、他人に貸与または譲渡してはならない。
- (5) 登録証は、サポーター活動の際に必ず携帯すること。
- (6) 登録証を紛失または甚だしく汚損したときは、直ちに届けて再交付を受けること。
- (7) サポーターは、貸与された活動ユニフォームや登録証等の物品をボランティア登録解除の際に事務局に返却しなければならない。

第11条 報酬及び活動に要する交通費等の活動実費相当額

サポーターの活動は、自由意思に基づく無報酬による奉仕活動である。ただし、事務局は活動に要する交通費等の活動実費相当額につき、その活動時間、或いはその内容に応じて次の通り負担することを原則とする。なお、ここで言う「1活動」とは、原則「1日1回2時間程度」とする。

- (1) 事務局は、サポーターに対し、交通費等の活動実費相当額として1人1活動当たり2,000円を支払う。
- (2) 説明会及び研修については、交通費等の活動実費相当額の支払い対象外とする。
- (3) 活動内容により2時間を超える場合には、事前にサポーターと協議の上、承諾を得るものとする。

2 ただし、次に掲げる場合についてはこの限りでない。

地方公共団体、又は基準を満たす団体が実施するイベント等において、インフォメーション活動や事務局補助活動等を行う派遣ボランティア業務。

第12条 登録者への活動依頼

ビューローは、第3条に掲げる活動が発生した時は、その内容に応じて事務局に要請する。

第13条 秘密の保持

サポーター活動中に限らず活動終了後においても、活動で知り得た個人情報に基づく機密を、第三者に公開、漏えいしてはならない。

第14条 事故の際の責任

- (1) 事務局は、登録したサポーターの活動中の不慮の事故に備えて、「ボランティア活動保険(基本プラン)」に加入する。
この場合、当該保険に係る費用は事務局が負担する。
- (2) サポーターの活動中の災害(ボランティア自身、第三者、財物を含む)は、前項の保険の範囲内で災害補償を行う。ただし、ビューロー及び事務局は賠償の責を負わない。
- (3) サポーターの違反により被った損害については故意又は過失の有無を問わず、当該サポーター個人の責任とし、ビューロー及び事務局は如何なる賠償の責も負わない。

第15条 見直し

この要綱の規定に見直しの必要が生じた場合、その必要性に従って変更するものとする。

(附則)

この要綱は、令和6年11月12日から施行する。